十　昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金の受給権者にあつては、次に掲げる書類

イ　遺族基礎年金所得状況届（様式第三号）

ロ　前年の所得（経過措置政令第四十六条第七項に定めるところにより算定した額をいう。次項において同じ。）につき、受給権者の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

ハ　受給権者又は昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされる旧法第六十六条第三項の規定に該当しない受給権者の同条第四項に規定する要件に該当する子、夫の子、孫若しくは弟妹（次項第二号において単に「子、夫の子、孫又は弟妹」という。）（当該受給権者と生計を同じくするものに限る。）が昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされる旧法第六十七条第一項の規定に該当するときは、遺族基礎年金被災状況届（様式第四号）

3　前項第十号イの遺族基礎年金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　受給権者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ　（略）

（削る）

ロ　（略）

（削る）

二　昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされる旧法第六十六条第三項の規定に該当しない受給権者であつて、子、夫の子、孫又は弟妹と生計を同じくするものにあつては、子、夫の子、孫又は弟妹の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

（削る）

4～6　（略）

（支給停止事由消滅の届出）

第四十八条　（略）

2　（略）

十　昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金の受給権者にあつては、遺族基礎年金所得状況届（様式第三号）

3　前項第十号の遺族基礎年金所得状況届には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　受給権者の前年の所得（経過措置政令第四十六条第七項に定めるところにより算定した額をいう。以下この項において同じ。）につき、次に掲げる書類

イ　（略）

ロ　受給権者の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類

ハ　（略）

ニ　受給権者が昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされる旧法第六十七条第一項の規定に該当するときは、遺族基礎年金被災状況届（様式第四号）

二　昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされる旧法第六十六条第三項の規定に該当しない受給権者であつて、同条第四項に規定する要件に該当する子、夫の子、孫又は弟妹（以下この号において単に「子、夫の子、孫又は弟妹」という。）と生計を同じくするものにあつては、子、夫の子、孫又は弟妹の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　子、夫の子、孫又は弟妹が昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定において、その例によるものとされる旧法第六十七条第一項の規定に該当するときは、遺族基礎年金被災状況届

4～6　（略）

（支給停止事由消滅の届出）

第四十八条　（略）

2　（略）